

# 令和5年度「緑区子育て支援活動事業補助金」 交付対象グループ募集要項

## 1 概要

緑区子育て支援活動事業補助金は、子育て支援活動の推進を目的として、未就学の子どもとその保護者を対象に子育て支援活動を行う団体（グループ）を支援するために、経費の一部を交付するものです。

## 2 補助対象となるグループ

子育てを支援するための交流活動を行ったり、手遊び、読み聞かせ、人形劇、わらべうた等を行う活動や親子の居場所の提供を行うグループです。

グループは次の(1)～(6)の条件をすべて満たしている必要があります。ただし、天災地変などやむを得ない事情ですべてを実施することが困難と区長が認める場合はこの限りではありません。

- (1) 主に緑区民で構成され、自主的に運営されていること。
- (2) 緑区内の会場で、活動していること。
- (3) 対象者を限定せずに、広く緑区民へ継続的に募集していること。
- (4) 参加者から参加費を徴収していること。
- (5) 補助対象期間中に、参加者を募集する子育て支援活動を10回以上行うこと。
- (6) 外部講師を主体とした活動でないこと。

### 補助対象となる団体の例

活動内容	季節行事、手作りおもちゃ、スクラップブック等やその他公園での外遊び・ピクニックの実施
対象者	緑区内に住む未就学児と保護者
構成員	緑区在住の保護者からなる役員3人と構成員7名の団体
活動場所	地域ケアプラザ、レンタルスペース(カルチャールーム)
回数	月2回 原則火曜 10:30～12:30
参加費	200円/回

## 3 対象とならないグループ（いずれか一つに該当すると対象になりません。）

- (1) 知り合い同士のみの互助的な活動で完結している。
- (2) 政治・宗教・営利を目的としている。
- (3) 国や他の地方自治体から委嘱を受けている。
- (4) 横浜市、緑区又は他区から他の補助金を受けている。

## 4 補助の対象期間及び回数

事業の補助対象期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までです。  
交付回数は、3回を限度とします。

## 5 補助の対象となる経費

活動に要する経費で、(1)～(7)に当てはまるものです。

- (1) 会場費及び物品の利用料（活動前後の会議等の会議室利用を除く。）
- (2) 広報用のチラシ、ポスター等の印刷費
- (3) 郵送料、インターネットなどを活用した活動に伴う通信運搬費（電話・Eメール・FAXなどの通信費、自動車や公共交通機関等を使用した運搬に伴う料金及び交通費は除く。）
- (4) グループが子育て支援活動のために加入する保険料。（グループが活動のために加入する保険に限ります。）
- (5) 食料品を除く材料費

- (6) 事務用の消耗品費
- (7) 講師等会員以外の協力者の謝礼
- ※ 交際費、慶弔費、懇親会費、直接事業と関連のない視察・研修費・食糧費等、客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費については、本補助金の対象外となります。

## 6 補助金額

補助金額は、(1)～(6)の補助対象総経費の3分の2を上限とします。また、50,000円が上限です。なお、(7)の金額は(1)～(6)の合計金額を上限とします。

※ 審査の結果により、補助金額を調整する場合がありますので、御了承ください。

## 7 申請方法

### (1) 申請書類

- ア 補助金交付申請書 (第1号様式)
- イ 活動計画書 (第2号様式)
- ウ 役員氏名等一覧表 (第3号様式) ※ウは申請グループが法人格を有する場合
- エ 規約又は会則に関する書類
- オ 活動内容や連絡先を明記したチラシの案

※ 様式は、緑区役所こども家庭支援課、緑区地域子育て拠点、親と子のつどいの広場で配布しています。また、緑区役所ホームページからもダウンロードできます。

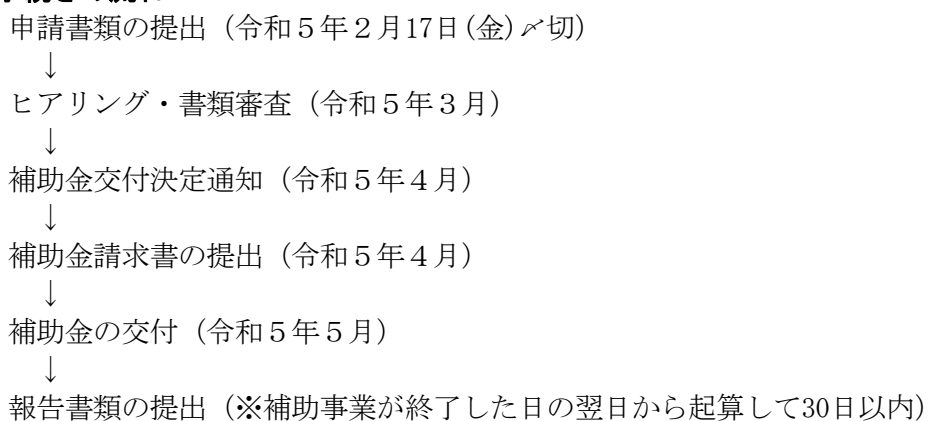
※ 申請にあたっては、別紙「緑区子育て支援活動事業補助金説明資料(令和5年度)」も必ずご確認ください。

### (2) 申請期限 令和5年2月17日(金) 必着

### (3) 提出先

〒226-0013 横浜市緑区寺山町118番地  
緑区こども家庭支援課 子育て支援活動事業補助金担当  
持参の場合は、緑区こども家庭支援課(1階11番窓口)

## 8 手続きの流れ



## 9 問合せ先

緑区こども家庭支援課 子育て支援活動事業補助金担当  
緑区こども家庭支援課(1階11番窓口)  
TEL: 045-930-2332 / FAX: 045-930-2435

※ 本事業の実施は、横浜市会における令和5年度予算の議決をもって確定します。予算の議決がされないときは成立しません。